

システム通信隊の内部組織に関する達

〔平成21年4月1日〕
〔海上自衛隊達第41号〕

システム通信隊の編制に関する訓令（平成14年海上自衛隊訓令第22号）第20条の規定に基づき、システム通信隊の内部組織に関する達を次のように定める。

システム通信隊の内部組織に関する達

（運用科）

第1条 システム通信隊本部及び舞鶴システム通信隊の運用科に、次の2班を置く。

通信運用班

ネットワーク管理班

2 前項に規定するもののほか、呉システム通信隊本部の運用科に、次の2班を置く。

システム運用班

衛星通信運用統制班

（整備科）

第2条 システム通信隊本部及び舞鶴システム通信隊の整備科に、次の2班を置く。

ネットワーク整備班

通信機器整備班

（班長）

第3条 班に、班長を置く。

2 班長は、科長の命を受け、班の分掌事務を掌理する。

附 則

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月3日から施行する。